

平成27年 2月13日  
農林水産省生産局  
牛乳乳製品課

## 入札によらない供給事業者等の決定について

### 1. 関連規定

学校給食用牛乳等供給推進事業のうち、学校給食用牛乳安定需要確保対策事業については、条件不利地域への円滑な供給に資するため輸送費の掛かり増し分への補助を行っているが、供給価格に応じて補助金を算定する方式を採っていることから、透明性の高い手法を通じて適正に供給事業者及び供給価格を決定するため、原則として競争原理（入札）によることを事業要件としているところ（詳細は別紙参考を参照）。

### 2. 鳥取県からの提案

こうした中、昨年5月、鳥取県から、①平成23年に制定した県の産業振興条例等において、県産品利用の促進が県の責務となっていること、②県産生乳を県内1社で処理していること、③関係全市町村が県産牛乳の提供を希望していることを理由として、引き続き本事業を活用しつつ、県産牛乳を学校給食に供給できるよう、入札によらない供給価格等の決定方法も認めてほしい旨の提案があった。

### 3. 見解

学校給食用牛乳安定需要確保対策事業における供給価格及び供給事業者の決定に係る補助条件については、県が実際の生乳価格、処理経費、配送経費等を踏まえた上で予定価格を算定し、これを基礎に供給価格を決定するなど、県の関与により、透明性の高い手法を通じて、適正にこれらを決定できることが明確である場合、競争入札によらずとも、学校給食用牛乳の供給に対する助成の対象となり得る。